

児童扶養手当に関するお知らせ

児童扶養手当額（加算額）の変更について

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額が増額されます。

【第2子】月額5,000円 ⇒ 最大で月額 10,000円

【第3子以降】月額3,000円 ⇒ 最大で月額 6,000円

ひとり親家庭では、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いる家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため第2子以降の加算額が増額されることになりました。加算額については従来どおり、それぞれの家庭の所得に応じて決定されます。

所得によって 全部支給 ・ 一部支給 ・ 全部停止 が決まります

区分	全部支給	一部支給	全部停止
児童1人	42,330円	所得に応じて、9,990円～42,320円の範囲の額	0円
児童2人	52,330円	児童1人のときの金額に月額10,000円を加算	0円
児童3人以上	3人目から児童1人増すごとに、児童2人のときの金額に6,000円を加算		0円

児童扶養手当現況届の提出について

現在、児童扶養手当を受給されている方は8月31日までに現況届の提出が必要です。（支給開始月から5年を経過している方などについては、一部支給停止適用除外事由届をあわせて提出していただきます）

案内は、対象の方へ個別に郵送しております。なお、提出されない場合は手当額の一部、または全部の支給が停止されることがありますので、必ず提出してください。

☞お問い合わせ及び提出先
福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）

特別児童扶養手当等に関するお知らせ

手当額の変更について

平成28年4月から手当額が下記のとおり改定となりました。

手当の名称	手当額(月額)	
	H28.3月まで	H28.4月から
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
経過的福祉手当	14,480円	14,600円



特別児童扶養手当所得状況届の提出について

現在、「特別児童扶養手当」を受給されている方は、8月31日までに所得状況届の提出が必要です。

案内は、対象の方へ個別に郵送しております。なお、提出されない場合は手当額の支給が停止されることがありますので、必ず提出してください。

☞お問い合わせ及び提出先
福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）